

民事訴訟におけるICTの利用に関するガイドラインの提言 と基本的課題

——「正義・司法へのユビキタス・アクセス」理念の具体化指針として——

川 嶋 四 郎

目次

- 一 はじめに
- 二 ICTを利用した手続連用のガイドライン
 - 1 提訴関係ガイドライン
 - 2 審理関係ガイドライン
 - 3 訴訟終了関係等ガイドライン
- 三 おわりに

一 はじめに

今では少し昔のこととなったが、入念な準備と綿密な検討のもとで、裁判所におけるICT (Information and Communication Technology: 情報コミュニケーション技術) を活用した民事訴訟事件の処理過程のあり方に関する実証実験と、それに基づく実証研究を行ったことがある(以下、これを「本実証研究」と総称する)^①。二〇一〇年(平成二二年)一月のことである。それは、当時この専門領域における可能な限りの研究者等の人材が集まり、最先端のテクノロジーを駆使して実施したものであったが、その内容の全般については未公表のままであった。ただし、本実証研究の実施については、その成果の一部とともに、従前の基礎研究を踏まえ、すでに、「法律サービス(特に、民事裁判)におけるICTの活用に向けた実証研究について」と題して紹介し、国際展開などをも提言したことがある^②。

本実証研究では、様々な法律サービスのなかでも、最も基本的かつ核心的なサービスである「民事訴訟」(民事訴訟法、民事訴訟規則)と、新たな計画審理手続である「労働審判」(労働審判法、労働審判規則)の手続を取り上げて、ICTの活用を促進させるための基本的なルール整備に向けた研究を行った。

具体的には、まず事前に、このような民事裁判でのICTの活用を促進するうえで障壁となる制度・慣習・社会規範などを明らかにした。そのうえで実験に臨み、それらの障壁を仮想的に緩和した場合の模擬的環境を前提とした実験を実施することを通じて、最終的には、将来的に現実の訴訟空間において厳格な規律などの条件変更を検討するさいの留意点や課題などを解明することに努めた。このような民事司法の局面における法的救済を飛躍的に展開させる研究に基づき、法律サービスにおけるICT化を促進させることを可能とするルール整備に向けた提言などを含む報告書の作成を行った。

このようなICTの活用を通じた「法のライフラインの構築」は、「法律サービスの提供のあり方」として汎用性を有するものであり、この研究成果を、単に国内的に展開させるだけでなく国際的にも展開させるための可能性を探究することにも努力した。本実証研究は、日本で初めて実施した本格的な研究であり、この研究を通じて、結論的には、単に法規制や法制度上の障壁が明らかになっただけではなく、現実には実証実験を行わなければ判明し難かったと考えられる事実上および実務運営上の様々な具体的障壁も、ある程度は明確化できたと考えられる⁽⁴⁾。それは、技術・システムの質的な向上などを含めて、その克服のあり方をも明らかにする貴重な契機となったのである。いずれも、来るべき民事訴訟法の改正と民事訴訟実務の大改革を通じた民事訴訟過程の充実化に裨益する内容を有しているものと考ええる。

本実証研究のための実証実験では、このような「正義・司法へのユビキタス・アクセス」を実現しかつ具体化するために、仮想空間として「e-サポート裁判所」を創設した。これは、「オンライン訴訟システム」と「サイバー法廷（サイバーコート）システム」⁽⁷⁾を有する電子裁判所」を意味する。本実証研究では、「オンライン訴訟システム」および「サイバー法廷（サイバーコート）システム」に分けた研究を行ったが、両システムはともに、訴訟制度全般に関わる基本システムであり、後に述べるガイドラインの個々の項目は、それぞれ訴訟制度の全局面で問題になる可能性がある。それゆえ、以下では、「オンライン訴訟システム」および「サイバー法廷システム」を統合したシステムを、「e-サポート裁判システム」と呼ぶことにしたい。これは、いわば「サイバー法廷を有するオンライン訴訟システム」である。

この民事訴訟の運用における「ICT利用のガイドライン」は、民事訴訟手続の流れに沿うものである。本稿では、具体的な提言を行うが、手続自体が反復継続して行われるものであり、しかも、民事訴訟過程自体、積み上げ方式の一連のプロセスであることから、一度提言した内容は、原則として、その後の手続についても基本的に妥当するという前提のもとで、ガイドラインの提言を行っている。

本実証研究では、遠隔三地点間の公的施設〔遠隔拠点〕（九州大学法科大学院の法廷教室〔福岡市東区〕、九州大学附属弁護士事務所〔福岡市中央区〕、および、南風公民館〔福岡県糸島市〕）を結んで、法曹関係者が、民事裁判（二件の民事訴訟事件と一件の労働審判事件）の全手続過程（訴えの提起〔申立て〕から判決〔和解、調停〕まで）について実証実験を行った。なお、一部手続の準備段階をも含むものであった。⁽⁸⁾

本稿では、先行論文のなかですでに公表を予告していたにもかかわらず、⁽⁹⁾その後、諸般の事情で公表することができなかったICTの活用に向けたガイドラインを公表したい。これが、本実証研究の成果の一部としてここで提言した「民事訴訟におけるICTを利用した手続運用に関するガイドライン」であり、その後には付加価値を付けた部分もある。それは、主として、民事訴訟手続に関する「提訴関係ガイドライン」および「審理関係ガイドライン」に関する指針であり、⁽¹⁰⁾⁽¹¹⁾「正義・司法へのユビキタス・アクセス」の理念の具体的な指針となることを企図したガイドラインである（なお、本稿では、「訴訟終了関係等ガイドライン」に関する指針も、若干付加している）。これらのガイドラインの具体化と同時に、今後、セキュリティの保障システムを開発・強化することも不可欠となるであろう。

(1) その成果として、『△報告書▽法律サービスにおけるICTの活用推進に向けた実証研究（二〇一〇年六月、総務省提出）』がある。これは、私が責任者となり、笠原毅彦教授（桐蔭横浜大学）と上田竹志教授（九州大学）とともに執筆したものである。本稿はその一部であり、このたび、本稿の公表をご快諾くださった両氏に、心から感謝申し上げます。この報告書自体は、本実証研究に関する「本編」の部分であるが、このほかに、実験・実証データ等を集めた「別紙・資料編」も存在する。

(2) 第一回から第三回の実験・検討（二〇一〇年〔平成三二年〕一月九日〔土〕〔時間外手当請求事件の処理を、労働審判の手続形式で実施〕、同月一日〔日〕〔建物退去請求事件の処理を、民事訴訟の手続形式で実施〕、同月三日〔土〕〔建築瑕疵に基づく損害賠償請求事件の処理を、民事訴訟の手続形式で実施〕）を経て、二〇一〇年一月二十四日〔日〕の午前八時〇分から午後五時〇分にかけて、一般市民や法曹に向けた「公開実験」を行

った。「公開実験」では、建築瑕疵に基づく損害賠償請求事件の処理過程のシミュレーションを、民事訴訟の手続形式で実施したが、そこでは、最終的には訴訟上の和解（民訴二六七条）で終了するシナリオ（第三回の実験と基本的には同内容のもの）を用いた。ただし、最初に述べたように、本実証研究を実施する前には、二〇〇九年（平成二年）一月二十五日（日）から数度のわたる準備会（コンソーシアム定例会）や評価検討会を開催した。また、事後的にも、数度の評価検討会と評価会（コンソーシアム定例会）を実施した。

- (3) この論文については、川嶋四郎「法律サービス（特に、民事裁判）におけるICTの活用に向けた実証研究について——『正義・司法へのアクセス』の展開のための実証研究に関する若干の紹介等」『民事手続の現代的使命（伊藤眞先生古稀祝賀論文集）』二二五頁（有斐閣、二〇一五年）を参照。
- (4) 以上につき、川嶋・前掲論文注（3）一三三五—一三三六頁を参照。また特に、「国際的展開に向けた提言」として、同、一三三九—一三四六頁を参照。

- (5) ここでいう「正義・司法へのユビキタス・アクセス」とは、誰でもいつでもどこからでも、法律専門家や法的情報に対して恒常的にアクセスでき、かつ、紛争処理プロセスの入口から出口までの全手続過程に対していつでもどこからでもアクセスできる方途を探索し保障することによって、利用者が「法のライフライン」を確保できることを目指したアクセス論である。これは、裁判所内外における紛争解決手続のいわば入口へのアクセスだけではなく、司法へのアクセス論の第三の波（ADRをも包含した正義・司法の総合システムを構築し、正義・司法の総量の拡充を目指すアクセス論。マウロ・カベレッティ・ブライアン・ガース（小島武司訳）『正義へのアクセス』二七頁以下〔有斐閣、一九八一年〕、小島武司『民事訴訟法』一三頁〔有斐閣、二〇一三年〕参照）を、さらに普遍化し、実質化し、プロセス化する考え方である。つまり、この「正義・司法へのユビキタス・アクセス論」は、いわば「究極のアクセス論」である。なぜそのようなのかについては、川嶋・前掲論文注（3）二二三—二二三三頁参照。

- (6) これは、「e-ファイリング・システム」に基づいた裁判所をいう。「e-ファイリング」とは、「電子申立てのシステム」という狭い意味で用いているのではなく、より包括的かつ統合的な意味内容で用いている。すなわち、「事件」という裁判情報の発生源を起点とし、訴状・答弁書・準備書面などに含まれる請求や主張、訴訟の進行に関する情報、担当裁判官等のスケジュール、提出された証拠、審理記録（弁論等）と証拠調べの記録、手続の記録すなわち調書、判決、執行状況といった裁判に付随するあらゆる情報、さらにこれら各種情報の共有・活用を容易にするための情報（いわゆる情報処理のために必要な情報・メタ情報）を事件毎に横串を通して一連のものとして電子的に管理するシステム」（上田竹志「裁判手続における「e-ファイリング」の課題と展望」法政研究（九州大学）七二巻四号二五〇頁、二五〇頁（二〇〇六年））である。保全事件・執行事件・民事調停事件・ADR事件や関連する倒産事件や家事事件などの事件管理も包括的かつ統合的に可能となる。

- (7) これは、いわば「IT化されたハイテク法廷」であり、「電子記録の録画・録音、音声認識、自動文書化その他のさまざまなIT技術を活用・融

合したハイテク法廷」(笠原毅彦『サイバー・コート』の構想)『法政研究(九州大学) 七二巻四号二六四頁(二〇〇六年)』をいう。

- (8) 本実証研究の詳しい概要については、川嶋四郎『八資料』『民事裁判のICT化』に向けた実証研究の概説——利用者の目線から『民事裁判のICT化』の実践的な構想を指して』同志社法学三九八号(近刊)を参照。関係各機関については、このような実証研究の機会を提供いただいたことに、心から感謝申し上げます。

- (9) 川嶋・前掲論文注(3) 一三四五頁と一三四五頁注(26)を参照。この論文の執筆以降、多くの方々から折に触れ公刊を促されたが、今日までそれがかなわなかったことを、心からお詫び申し上げます。特に、本実証研究に関して様々にご尽力をいただいた方々には、貴重なお時間を割いていただいた成果の未公表を、心からお詫び申し上げます。なお、後注(28)とその本文を参照。

- (10) なお、本稿との関係では、たとえば、川嶋四郎『e-サポート裁判所』システムの創造的構築のための基礎理論——『IT活用』による『正義へのユビキタス・アクセス』構想』法学セミナー六五三三三頁(二〇〇九年)、同『司法へのユビキタス・アクセス』の一潮流——シंगाポール裁判所の二二世紀』『民事手続における法と実践(梅善夫・遠藤賢治先生古稀祝賀)』二二頁(成文堂、二〇一四年)、笠原毅彦『サイバーコートの到達点とその課題』判例タイムズ一一二四号二五頁(二〇〇三年)、同『地域司法とIT裁判所』判例時報二二二二号一四頁(二〇一四年)、上田竹志『e-サポート裁判の可能性——民事訴訟の電子化を中心として』情報ネットワーク・ローレヴェー八号五〇頁(二〇〇九年)、同『民事訴訟手続のICT化』法律時報八三巻七号三三頁(二〇一一年)、同『司法アクセスとLegal XML』法政研究(九州大学) 八三巻一・二合併号二六六頁(二〇一六年)などを参照。さらに、川嶋四郎『笠原毅彦』上田竹志『園田賢治』シンポジウム『e-裁判所』の創造的構想——民事訴訟を中心として』法政研究(九州大学) 七二巻四号一四一頁(二〇〇六年)も参照。

- (11) 本稿が目のみるまでには、ずいぶん長い時間がかかった。本ガイドラインの作成にさいしては、先に述べたように、とりわけ笠原毅彦教授と上田竹志教授に、ひとかたならないご尽力を賜った。心から深く感謝を申し上げます。なお、本稿の文責は、いうまでもなく筆者にある。

二 ICTを利用した手続運用のガイドライン

1 提訴関係ガイドライン

(1) 訴え提起の準備

①利用アカウント・システム 当事者となるべき者が、「e-サポート裁判システム」を利用するためのアカウント（利用アカウント）を取得する。

このさいには、大量の不正アカウント等の取得を防ぐ必要性に応じて、本人確認を厳格に行うべきである。この場合には、現在のところ、申請書（電子申請書）および身分証明書（紙媒体）の提出等の手段による本人確認が不可欠となる。代理人弁護士については、なりすましや不正を防ぐために、電子署名を用いた訴訟委任状の提出、または紙媒体による委任状の提出により、本人確認（本人認証）を行うべきである。

すでに弁護士が受任した事件であれば、弁護士（簡易裁判所の事件における認定司法書士や、弁理士等も含む。以下同じ。）を通じて、簡易な手続（オンライン上のみでの手続を含む。）により、原告本人のアカウントが取得できるようすべきである。

アカウント情報を取得した当事者は、システムにログインのうえ、限られた一定期間以内に初期パスワードを変更することを、システム利用の要件とすべきである。

当事者の「e-サポート裁判システム」におけるアカウントは、特段の申立てがない限り、事件の終結時点でその利用が停止されるとすべきである。ただし、弁護士等については、審級代理の原則（民訴五五条二項三号参照）等に照らして、一定の制限も認めるべきである（さらに、併合事件、強制執行、仮差押えおよび仮処分等の関連事件については、

別途特別の考慮を行う。なお、後述(2)(①も参照)。

一人が複数の事件の当事者となる場合には、アカウントは一個に統合すべきである。この場合に、関連する事件のすべてが終結した時点で、アカウントの利用が停止されるとすべきである。ただし、先に述べたように、審級代理の原則等に照らして、一定の制限も認めるべきである。

②ログイン・システムの採用 「e-サポート裁判システム」へは、IDおよびパスワードの入力のみにより、ログインできるとすべきである。たとえば、政府認証基盤(GPKI: Government Public Key Infrastructure)等の利用や、スマートカード、USBキーなどは、当事者に経済的コストを負担させ、技術的障壁を設けることになるため、システム利用の要件とすべきでない。ただし、生体認証については、今後の技術向上と金融機関等における利用実績に従い、導入を検討することも考えるべきであろう。

③オンライン送達の利用 申請時には、送達場所の届出(民訴一〇四条)に加えて、オンライン送達を受けることに同意するか否かを確認すべきである。ただし、手続開始後においても、オンライン送達を受けることができる機会も付与すべきである。

④被告の場合 被告に対しては、原則として書面で訴状等の送達を行う。

被告は、訴状の送達後に初めて、当該事件に関するアカウントを取得できるものとする。被告は、オンライン送達に同意が必要となることから、特段の事情のある場合を除き、訴状等については、「e-サポート裁判システム」の一部をなすオンライン送達の前提を欠くと考えられる。ただし、訴えの提起前から係争状態にあり事前交渉などがある場合であつて、被告が訴状の送達前から、「e-サポート裁判システム」の利用を望むときには、この限りではない。

訴状の送達にさいしては、「e-サポート裁判システム」の利用申請書を送達物に含めるべきである。

⑤リーガルXMLの活用 手続の全過程を通じて、リーガルXML (Extensible Markup Language) のシステムを活用する。

(2) 訴訟の開始

①オンライン手続の採用 訴え提起およびそれ以降のすべての民事訴訟手続をオンラインで行うことができるものとする(民訴一三二条の一〇参照)。また、訴え提起前の証拠収集の処分等の手続(民訴一三二条の二以下)や証拠保全手続等(民訴三三四条)についても、同様である。

訴状その他の申立てに関する書面の提出にさいしては、電子署名等は、システム利用の要件とすべきでない。ただし、重大な訴訟行為については、なりすまし問題のリスクを分散させるため、オンライン上で完結可能にすべきではなく、必ず口頭弁論等での明示的な意思表示を必要とすべきである。また、訴え提起前の証拠収集の処分手続や証拠保全手続等についても、基本的に同様に考えるべきである。

②オンラインによる申立ての方式 オンラインによる申立ては、専用のオンライン申立てのシステム上への入力および資料のアップロードによるものとする。

電子メールによる訴状の送付等は、確実な情報交換を保障できず、オンライン申立ての自動化やセキュリティ確保の見地からも問題があるため、簡易な通知等を除いて、原則として許容すべきでないであろう。

③デジタル情報の活用 書証の写し等の情報は、デジタル情報で足りる。

デジタル情報には、紙媒体の書面をスキャンしたもの(PDF等)のほか、たとえば、テキスト、画像、音声、動画記録等、様々な形態を包括的かつ統合的に許容すべきである。

デジタル情報は、電子署名、電子認証等によって信頼性を高めることが望ましいが、最終的には裁判所(裁判官)の証拠評価等の問題に帰着させるべきであり、その提供を、システム利用の要件とすべきではない。ただし、提出された裁判資料(訴訟資料・証拠資料)は、裁判所書記官が電子署名等を付加する方法を用いて、訴訟記録としての正当性を担保すべきである。

④通知サービス等の利用と受領確認 裁判所は当事者の申立て等を確認した後、訴状を受け付けたことを、電子メール、「e-サポート裁判システム」上の通知サービス等によって、当該当事者へ確実に通知するものとすべきである。「e-サポート裁判システム」のアカウントを有している当事者への送達は、その当事者の同意を得ることを要件として、「e-サポート裁判システム」上で行うことができるとすべきである。

裁判所から当事者へ送達する情報のうち、現行法上裁判官や裁判所職員による記名押印または署名押印を要するものについては、裁判官または裁判所職員によって、公的に認証された電子署名が付加されるべきである。

裁判所は、当事者が裁判所からの電子メール、「e-サポート裁判システム」上の通知を受け取ったことを確実に確認できる方式を確立すべきである。この具体例として、電子メールで当事者に通知を行い、かつ、そのメール上で指示して、当事者に「e-サポート裁判システム」上でログインしてもらい、通知確認を示す積極的操作(確認コメントの入や、チェック・ボックスへの記入等を含む。)を行ってもらうことが挙げられる。

⑤電磁的訴訟記録 裁判所は、当事者の電子申立てを、「e-サポート裁判システム」のサーバー上に自動記録し、それを訴訟記録の原本として扱う。

裁判所書記官は、自ら作成した調書等および当事者が提出した裁判資料(訴訟資料・証拠資料等)について、自らの電子署名またはタイム・スタンプ署名等を付加することにより、訴訟記録の正当性を担保すべきである。

電磁的訴訟記録の書面への出力は、閲覧を簡便にするためのインターネットフェイスとしてのみ利用されるべきである。ただし、システム移行期においては、この限りではない。

訴訟記録のうち、事件管理に関わる情報については、当面、裁判所書記官が作成することを原則とするが、「e-サポート裁判システム」上の機能として、訴訟記録を自動作成し、裁判所書記官がそれに認証を与える方式を、なお検討すべきである。

当事者は、自らのアカウントを用いて、いつでもインターネットから「e-サポート裁判システム」へアクセスし、一定のアクセス権限の管理のもとで、自己の事件記録を閲覧できるようにすべきである。

⑥電磁的裁判資料の作成サポート 原告がデジタル裁判資料を作成できない場合には、裁判所に提出された紙媒体での資料を裁判所内部でスキャンしてデジタル情報を作成できる仕組みを整備すべきほか、たとえば、法テラス、民間企業等によるデジタル情報作成サービスの仕組みを整備すべきである。そのさいには、民間企業の参入も、厳格な要件のもとで、積極的に認めるべきである。

なお、各地の弁護士会や司法書士会等も、そのための積極的なサービス提供に協力すべきである。

⑦電磁的訴訟記録の閲覧 第三者による訴訟記録の閲覧については、当面は、現行規定通り書面に出力したものを閲覧に供すべきであると考えるが、デジタル訴訟記録の閲覧の制度的・技術的可能性を、なお検討すべきである。また、謄写についても、基本的に同様とすべきである。

⑧法情報の提供 一般的な法情報（判例情報等を含む。）の提供に関しても、ICT化を通じてより実効的なものとすべきである。

2 審理関係ガイドライン

(1) 第1回口頭弁論期日前の手続

①裁判所内のコミュニケーション 「eサポート裁判システム」上で、期日前の事務を行うことができるようになる。

期日前の事務のワークフローを、「eサポート裁判システム」上で管理できるようにすべきである。

裁判所職員間、裁判官間、裁判官と裁判所書記官等裁判所職員間でのやりとりは、「eサポート裁判システム」上の決済システムや承認機能等により確実に行われるようにすべきである。

参考事項の聴取（民訴規六一條）等についても、「オンライン訴訟システム」上で行えるようにすべきである。

②事件管理等の実施 「eサポート裁判システム」上で、事件分配等を支援する。

裁判官等スケジュール管理機能、法廷等管理機能等と連動して、事件分配先の候補表示や、当事者が同一の複数事件を自動抽出する機能を完備することが望ましい。

「eサポート裁判システム」上で、提訴手数料等や郵券等の納付を支援すべきである。この点に関しては、電子決済システムとの連動も図るべきである。

③補正の促しでの活用等 訴状等の審査における補正の促し（民訴一二七条）を、「eサポート裁判システム」上で行うものとする。

訴状補正の促しをはじめ、裁判資料に関する裁判官と当事者間のコミュニケーションは、以下のように行われるべきである。

まず、当事者から裁判所へ情報を送信するさいには、「eサポート裁判システム」上で情報をアップロードし、裁判

所内で、当該送信があったことを「eーサポート裁判システム」上に表示させるべきである。

次に、裁判所から当事者へ情報を送信するさいには、電子メール等で通知のみを送信し、当事者が「eーサポート裁判システム」へログインすることを要請する。具体的な通知内容については、「eーサポート裁判システム」上で確認させる実務を構築すべきである。

④事件管理等のサポート 期日指定および法廷等の予約を、「eーサポート裁判システム」上で行うものとする。

裁判官等スケジュール管理、法廷等予約管理および個別事件のスケジュールの管理機能などが連動していることが望ましい。

⑤直送 直送（民訴規四七条）は、「オンライン訴訟システム」上に一方当事者が裁判資料を提出し、そのことを相手方当事者にメール等で通知することによって実現するものとする。

裁判所、当事者間で共有すべき情報については、原則として、それを「eーサポート裁判システム」上で共有することとすべきである。

⑥参考事項の聴取 参考事項の聴取（民訴規六一条）等の定型書面への記入を当事者に求める手続は、先に述べたように、「eーサポート裁判システム」上で実現できるようにする。

このさい、「eーサポート裁判システム」上の記録が、訴訟記録の一部として認められるべきである。

⑦補助参加人・補佐人 補助参加人（民訴四二条）その他各種訴訟参加人や補佐人（民訴六〇条）についても、「eーサポート裁判システム」の利用を可能とする。

(2) 弁論準備手続等、争点・証拠の整理手続

① 「e-サポート裁判システム」による弁論準備手続の実施 弁論準備手続（民訴一六八条以下）は、原告・被告・裁判所の三地点間を「e-サポート裁判システム」で結ぶことにより、実施することができるものとする。

自由闊達な弁論を保障できるように、当事者本人の参加を促進し、その発言の機会を保障し強化すべきである。

② 書証の取調べ等 書証の取調べ（民訴二一九条以下）等については、後述③④を参照。

③ 書面による準備手続 弁論準備手続の要件緩和により、従来から書面による準備手続（民訴二一九条以下）で行われている事件を、弁論準備手続でも行えるようにし、書面による準備手続を廃止することも検討すべきである。

④ 準備的口頭弁論手続 これについては、次の③で述べる口頭弁論のガイドラインによる。

⑤ 進行協議期日 進行協議期日（民訴規九五条以下）も、「e-サポート裁判システム」により可能とする。

⑥ 専門委員 専門委員（民訴九二条の三）も、「e-サポート裁判システム」により利用可能とする。

⑦ 通訳人・説明者 通訳人（民訴一五四条）・説明者（民訴二一八条）等も、「e-サポート裁判システム」を用いることができるものとする。

⑧ 期日外釈明（民訴一四九条、民訴規六三条）についても、「e-サポート裁判システム」により、実施可能とすべきである。

(3) 口頭弁論

① 「e-サポート裁判システム」による口頭弁論手続の実施 口頭弁論（民訴八七条一項本文）は、当事者の申立てまたは職権により、原告・被告・裁判所の三地点を「e-サポート裁判システム」で結ぶことにより、実施すること

ができるものとする。

②弁論の方式 口頭弁論で行われるべき弁論は、「e-サポート裁判システム」を通じて行うことができる。遠隔裁判に関しては、すでに行われている証人尋問・当事者尋問・鑑定人質問におけるテレビ会議システム（民訴二〇四条・二一〇条・二二五条の三）を、すべての口頭弁論手続に拡大する。

口頭弁論における本人認証については、上記1(1)①で述べた認証方式をそのまま利用する。

「テレビ会議システム」による参加を「その期日に出頭したもの」とみなす（民訴規九六条二項）。これにより、公開主義（憲八二条）・双方審尋主義（憲三二条）・口頭主義（民訴八七条一項本文）・直接主義（民訴二四九条）の要請を満たすものとして取り扱う。この点については、他の民事訴訟の局面でも同様とする。

「e-サポート裁判システム」における遠隔拠点は、裁判所が認めるすべての場所とする（裁六九条二項参照）。いわゆる独立簡裁を含むすべての裁判所、弁護士会館、弁護士事務所、公民館等、当事者が同意する限りで、原則としてあらゆる場所を認めるべきである。この点については、以下で述べる各種の手続でも同様とする。

通信費の軽減、および、記録作成の便宜のために、IP通信（Internet Protocol 通信）を普及させる。この点については、以下の手続でも基本的に同様とする。

「テレビ会議システム」の動画記録をそのままサーバーに保存し、それを調書とする（民訴規六八条参照）。VOD（Video on Demand）のシステムを活用して、権限のある者すべてが、オンラインで閲覧できるようにする。この点については、以下の手続でも同様とする（次の③を参照）。

③公開サポート 「e-サポート裁判システム」は、公開原則（憲八二条、裁七〇条）を貫徹させ、一般市民の傍聴の機会を保障するためにも、活用可能なものとすべきである（なお、裁七二条も参照）。

④書証 書証の取調べ（民訴二一九条以下）を、「e-サポート裁判システム」で行うものとする。

書証の申出（民訴二一九条）は、デジタル化した書証を原本として「e-サポート裁判システム」上で提出することができる。文書の提出等（民訴規一四三条一項）についても同様とする。文書の送付嘱託（民訴二二六条）にさいしても、「e-サポート裁判システム」の利用を可能とすべきである（ちなみに、調査嘱託〔民訴一八六条〕についても、同様とする）。

「e-サポート裁判システム」には、真正が争われた書証の紙媒体としての文書を、遠隔地においても十分に閲読できるシステムないし設備が備わっていることが要求される。

期日において取調べを受けた紙媒体としての文書を、期日において即時にデジタル化することができる設備を、法廷等に設けることとする。

以上については、相手方当事者の同意を要件とすべきである。とりわけ、紙媒体としての文書が存在する場合で、相手方当事者が書証の成立等について争った場合には、文書の取調べが行われる手続的な機会が保障されていなければならない。

文書の原本の提出（民訴規一四三条二項）については、デジタル化した書証を「e-サポート裁判システム」上で提示することができるものとする（文書、準文書〔民訴二二一条〕の概念の見直しも不可避となる）。

ただし、証人尋問・当事者尋問等において、法廷で裁判所書記官の提示する（民訴二〇三条但書・二二〇条）さいには、「e-サポート裁判システム」の操作は、裁判所書記官のみが行うことができるものとする。そのさいには、裁判所書記官が提示したデジタル情報を、証人・当事者等が閲読できる方式によらなければならない。

「e-サポート裁判システム」には、裁判所書記官が提示したデジタル情報を、遠隔地においても法廷と同様に閲読で

きるシステムないし設備が備わっていないなければならないものとする。

⑤人証調べ 人証調べ（民訴一九〇条以下）の結果は、音声または動画自体のデジタル・データを訴訟記録とする。証人尋問等の結果を文字化した反訳書が作成されることは妨げないが、それらは訴訟記録の原本ではなく、補助資料と解すべきである。

音声または動画には、内容の検索可能性を高めるために、適切なインデックス等を付加し得ることが望ましいことから、その開発と導入に努める。

証人尋問に関しては、裁判所外における証人の出廷可能地点を拡大する。

遠隔地からの出廷の場合に限らず、証人の本人認証を、人定質問以外の方法で行える制度を検討すべきである。

いわゆる独立簡裁を含むすべての裁判所への遠隔拠点の拡張による場合には、現行法の範囲内でも可能であるが、そのためのシステム整備を行うべきである。それ以外の場所（例、弁護士会館、弁護士事務所・公民館等）についても、鑑定人が「相当と認める場所」から参加できるとする規定（民訴規一三二条の五）を、すべての証人等の場合にも拡大することにより、可能とすべきである。

一方の弁護士のみが遠隔地から参加し、他方の弁護士と証人が在廷する場合には、尋問過程で一方当事者に不利・不公平が生じないように、システム配置等に対する配慮が必要である。この点で、一般に時空を共有できるための高質なシステムの開発を急ぐべきである。

なお、受命裁判官・受託裁判官による場合も、事例は現在以上に減少することとなると考えられるが、同様とする。

⑥鑑定 鑑定人質問（民訴二一二条以下）についても、証人尋問の場合に準じるものとする。

⑦検証 検証（民訴二三二条）にさいしても、「e-レポート裁判システム」を活用できる基盤を構築すべきである。

⑧調査嘱託・鑑定嘱託等 調査嘱託（民訴一八六条）・鑑定嘱託（民訴二二八条）等にさいしても、「e-サポート裁判システム」の利用を可能とすべきである。

3 訴訟終了関係等ガイドライン

(1) 裁判・当事者の意思による訴訟の終了

裁判および当事者の意思による訴訟の終了の局面においても、裁判書（民訴二五三条・一二二条。調書判決等における調書〔民訴二五四条〕も含む）、取下書（民訴二六一一条五項）、取下調書（民訴一六〇条）、放棄調書、認諾調書、和解調書（以上、民訴二六七条）等をデジタル化する。

裁判書は、全件公開し、取下調書、放棄調書、認諾調書、和解調書等についても、基本的には、裁判書の場合と同様とする。ただし、マスキングやシーリング等をすべき部分については、一定の手続を経てそれを認めるものとする。

なお、上申書等、当事者らが非公式に裁判所に提出する文書についても、受け付ける限り、裁判所の公正確保と当事者間の平等確保の観点から、原則として、デジタル化すべきである。

(2) 上訴・再審

基本的には、第一審民事訴訟手続に関して提示したガイドラインに従う。

裁判所制度内での訴訟記録のやりとりについては、基本的に「e-サポート裁判システム」を用いることとする。

三 おわりに

この民事訴訟の運用ガイドラインは、民事紛争解決手続のなかで最も厳格であり、かつ、その手続全体の核心に位置すると考えられる民事訴訟手続のガイドラインであるが、その基本的な考え方は、原則的に、たとえば、人事訴訟手続、行政事件手続、会社訴訟手続等の訴訟手続等、労働審判・家事審判等の非訟手続等、民事調停・家事調停や仲裁その他のADR（訴訟外紛争解決手続）全般にも、準用できる内容を有していると考えられる。⁽¹²⁾さらに、裁判所内外の民事紛争解決手続間の相互連携を⁽¹³⁾深化させ拡大させるためにも、ICTの活用を促進すべきであろう。

またさらに、このような基本ガイドラインは、民事執行手続、民事保全手続、倒産処理手続等の民事手続領域の全般にも、普及させるべきであると考えられるであろう。

なお、ここで述べたガイドラインは、いずれも基本的な指針にすぎない。細部を詰め、さらに具体的に規範化するには、より一層の検討が必要となると考える。ただし、法実務の現場は絶えず発展しており、今後、試行的に様々な手続的な試みが行われ、それが実践の試金石による洗練を経て、可及的速やかに普及して行くことが望まれるであろう。⁽¹⁴⁾（そのためには、立法化の過程で、パイロット方式の利用により、先行的な部分実施を行い、「実務の追認」的な実践化のプロセスを準備することも、従前の手続改革の経験に照らして有益であろう）。⁽¹⁵⁾ともかく、基本的には、まず少しでも前進させることが必要であると考えられる。また、濫用のおそれのない完璧と考えられる制度を作り、その後初めてやおら一步を踏み出すのではなく、まず試行的にであれ特定の制度全体のICT化を、特定の裁判所において実施してみるのもよいのではないかと考えられる（そのさいには、地元弁護士会・司法書士会などとの協議と連携が不可欠となるであろう）。

ところで、「正義・司法へのユビキタス・アクセス」の増進は、現在ではすでに古典的な課題となったものの、その実現状況は必ずしも十分ではないように思われる。一般に裁判所制度のなかでは、簡易裁判所や家庭裁判所においては、ICT化はともかく、アクセス増進のための具体的な取組みを積極的にを行い、その成果も徐々に現れていると考えられるが、民事第一審訴訟手続の基本型である「地方裁判所の訴訟手続」については、より一層の進展も可能となると考えられる。とりわけ「民事司法のICT化」に関しては、現在における日本の民事司法全般について、その導入が不可欠となると考えられる。法教育一般において、その普及のための教育が実施されるべきであり、また、法科大学院教育においても、「e-サポート裁判システム」に即応できるための基礎教育が実施されるべきであろう。¹⁶⁾

本稿は、二〇一七年(平成二九年)六月二一日に「デジタル時代の公共サービスの提供」などを含む政府(内閣官房)の『未来投資戦略二〇一七—Society 5.0の実現に向けた改革』が公表されたことなどに触発され、今後「民事裁判のICT化」が具体的に検討されるさいの参考資料になることを願って、公表したものである。

この『未来投資戦略二〇一七』には、「規制改革・行政手続簡素化・ICT化の一体的推進」のなかで、「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障等の総合的な観点から、利用者目線で裁判に係る手続等のICT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る。」¹⁷⁾と明記され、また、「新たに講ずべき具体的施策」のなかの「デジタル時代の公共サービスの提供」として、「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため、諸外国の状況も踏まえ、裁判における手続保障や情報セキュリティ面を含む総合的な観点から、関係機関等の協力を得て利用者目線で裁判に係る手続等のICT化を推進する方策について速やかに検討し、本年度中に結論を得る。」¹⁸⁾と明記されている。「利用者目線」から「迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため」に手続等のICT化の方策を探ることである。利用者目線という視点には、強い共感をもつことができることから、今後の具体的な展開が大いに期

待されるであろう。⁽²¹⁾

ただし、「民事司法のICT化」にさいしては、留意すべき基本的な課題もあるように思われる。⁽²²⁾

それは、単なる「フォームの改革」、すなわち司法運営や訴訟手続の領域に「電子フォーム」を導入し、旧来のフォームの改善を行うだけではなく、しかもまた、古びた裁判所の設備や弁護士事務所・司法書士事務所等の有する設備の電子化やコンピュータ化を行うにすぎないものであつてはならないと考えられる。「改革」がそのようなレベルにとどまつてしまえば、それは、「改革」というよりも、むしろ実質的には現状維持あるいは制度保守にすぎないように思われかねない。伝統的な民事訴訟の構造、裁判所の行動パターンや基本システムには手をつけないならば、ICTは、いわば「小さな司法」を温存させるための手段となり、「民事司法のICT化」は、手続改革を行ったことといわば方便ともなりかねないからである。つまるところ、そうなつてしまえば、「最も進歩的と考えられる改革の動向が、実は、最も保守的なものである。」⁽²³⁾といった事態さえ惹起しかねないのである。

その意味では、「民事司法のICT化」は、決して「システムの付加」的な改善措置として行われるべきではないであろう。従前の紙媒体中心の各種提出手続や審理手続等ではなく、それに加えて「e-ファイリング」による申立て・主張・証拠等の提出手続や審理手続等をも可能にするという方式では、おそらく、本来あるべき「民事司法のICT化」は、速やかに実現できないであろう。それでは、あくまで予備的で追加的なものにすぎず、アクセスの増進や効率化の促進のための劇的なシステム発展は見込めないのではないかと、考えられるからである。むしろ、企画考案され具体化された「e-サポート裁判システム」自体が望ましいものであるとすれば、思い切った「システムの全面変更」こそが、望まれるのではないかと考えられる。しかも、それが基本的に妥当な場合には、旧来の民事訴訟過程自体を本格的に改革する方策も、同時にまた考案され実践される必要があると考えられるのである。

ただし、利用者の視点をはじめ、裁判運営主体や裁判関係主体の視点からは、それにより「正義・司法へのアクセス」が実現され、より円滑な手続遂行と運営が可能となり、実質的に司法過程が高質化することこそが重要であることから、「e-サポート裁判システム」への相応な移行期間を設けたうえで、それをサポートできる様々なサブ・システム（暫定的なサポート・システム）の構築もまた、不可欠となるであろう。²⁴⁾

それでも、「e-サポート裁判システム」の積極的な利用を推進するために、広く広報活動や法曹向けの講習会を実施することや、また、たとえば、裁判所は、このシステムを利用する当事者等の提訴手数料自体を割り引くとか、その他の申立て等に関する費用の割引をするなどといった方策をとるとか、さらには、「e-サポート裁判システム」の利用が事前に明らかな場合には郵券の納付免除等を認めることなども、考慮に値するであろう。法テラス（日本司法支援センター）のサービス内容を拡充し、また、弁護士会や司法書士会も総力を挙げて、「e-サポート裁判システム」の利用をサポートし、制度の普及に努めるべきであろう。「e-サポート裁判システム」の利用にさいしては、法律扶助制度（総合法律支援法四条等参照）においても、要件を緩和するなどの制度利用を促進するための方策をも考案すべきであろう。ともかく、このような民事司法のICT化という機械化を通じて、究極的には、逆説的ではあるが、かねてから論じているように、真の意味における「人間性の輝き」こそが追求されるべきであると考えられる。法の支配や法の下の人等（憲法一四条）には、現代社会における法実践面から実質的にみれば、それらが完全には貫徹され難い永遠のジレンマが存在するように思われる。それは、法の主体が人間であるということに由来する。人間は、本来的に選好的な感情をもつ主体であり、その限りでは少なくとも基本的には恣意的である。最終的かつ窮極的にもその人間が担当せざるを得ない「裁判の合理化」²⁵⁾は、歴史的な課題であり、永遠の課題あるいは見果てぬ夢のようなものである。人間には、生来素晴らしい「感性」が存在するが、非合理的な積極・消極の判断を惹き起こしかねない固有の「感情」なるものも存在

するのである。これに対して、ICTについては、デジタル・ディバイドさえ回避できれば、不合理なシステム設計がなされていない限り、ICTの前では確実に「平等」が保障される。⁽²⁶⁾世界的にも国内的にも、不寛容な雰囲気は充満する現代社会では、上から目線で気に入らない人や組織や考えは黙殺したり排除したりするやり方なども、近時、様々な領域でとみにその勢いを増しているようにも思われる。このような状況で、社会制度の多様な局面におけるICT化は、基本的に望ましいことであり、「民事司法のICT化」も、より一層推進されることが望まれるのである。ICTは、本来的に「寛容」な存在なのである。なお、この議論の文脈では、AI (Artificial Intelligence: 人工知能) の民事司法への導入には、また別途に慎重な考慮が必要となると考える。⁽²⁷⁾

本実証研究にさいしては、多くの方々のボランティア精神に溢れる献身的なご協力により、一定の成果を得ることができたと確信している。その方々に心から感謝するとともに、そのご助力に多少とも報いるためにも、本稿がこの領域における議論の展開に、多少とも役立つことを心から願っている。⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾⁽³⁰⁾

なお、本実証研究に関する基礎資料についても、できるだけ早く公刊したいと考えている。

- (12) 二〇一五年(平成二十七年)二月のNHKニュースでは、同年四月から、小笠原村役場と東京簡易裁判所とをテレビ会議システムで結んで、裁判所に行かなくても民事調停手続を利用できる仕組みを導入する方針を固めた旨の報道がなされた(NHKニュース。K10055969411_1502192154_1502192158.mp4)。これは、東京の都心からおよそ一〇〇キロ・メートル離れた小笠原村には裁判所がなく、最も近い裁判所まで行くにもフェリーで片道二五時間以上かかり、そのフェリーも六日に二便程度しかないことから、一度行くだけで一週間も島を離れなければならぬので、村が、二〇一四年(平成二十六年)年五月、住民の「裁判を受ける権利(憲法三二条)」を放棄させることにならないように、最高裁判所に改善するよう申し入れていたことを受けた手続措置と考えられる。

- (13) これについては、川嶋四郎「ADR機関の連携可能性と弁護士会の役割——ADR機関の連携を通した『福岡発連携的正義』の試み」法政研究(九

州大学)七三巻二号二二頁(二〇〇六年)を参照。

- (14) たとえば、毎日新聞二〇一七年(平成二十九年)八月二五日(東京朝刊)によれば、全国で初めて、東京地方裁判所および東京高等裁判所が、法廷の事件審理の予定をタブレットで見ることができるようになるという。それによれば、同年八月中に試験的に使い、九月から本格的に導入を予定しているという。

- (15) 近時の民事訴訟法のテキストにおいて、「民事司法のICT化」について言及するものは、必ずしも多くはない。これについては、たとえば、池田辰夫編『アクチュアル民事訴訟法』二二七頁(町村養貴執筆)(法律文化社、二〇二二年)(本書では、補章として「ITと司法」が設けられ、「eファイリング」、「仮想法廷」および「尋問記録の高度化」が簡潔に概観されている)、川嶋四郎『民事訴訟法概説(第二版)』五四三頁(弘文堂、二〇二六年)(ここでは、「正義・司法へのアクセス」の「第四の波」として、「正義・司法へのユビキタス・アクセス」を述べ、「eサポート裁判所」とその課題について概観している。)などを参照。

- (16) 本文で述べたような法科大学院教育が実現された暁には、司法試験予備試験合格後の司法試験合格者についても、この種の司法試験システムを維持する以上、法科大学院並に、「eサポート裁判システム」に即応するための何らかの特別の教育が不可欠となるであろう。予備試験システムについて、筆者は、多大な疑問を有しているが(川嶋四郎「日本における近時の『法科大学院問題』」に寄せて——タマナハ『アメリカ・ロースクールの洞窟』との出会いを機縁として)『現代日本の法過程——その構造と動態(宮澤節生教授古稀記念論文集(上))』二五二頁(信山社、二〇一七年)参照)、それは一旦措くとして、「司法へのユビキタス・アクセス」実現のためには、その対応が不可欠であると考えられる。司法の利用者、とりわけ日本国民のためにである。

- (17) 『未来投資戦略二〇一七』(https://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisei/pdf/frnitritousi2017_t.pdf)一九頁。

- (18) 未来投資戦略二〇一七・前掲注(17)一一頁。

- (19) 新堂幸司『新民事訴訟法(第五版)』八頁(弘文堂、二〇二一年)を参照。特に、旧著「はしがき」同書四頁も参照。

- (20) 川嶋四郎『民事訴訟法』二二頁等(日本評論社、二〇二三年)を参照。

- (21) ただし、「充実」の文言が、そこにみられないのは残念である(裁判迅速化法一条参照)。「充実・迅速かつ効率的な裁判の実現を図るため」に、具体的な方策が策定されることが望まれるからである(裁判が、「公正かつ適正」でなければならぬことは、大前提である)。川嶋・前掲書注(20)三〇八頁以下も参照。本稿は、このような「官」の立場から提言される「当事者目線」の改革提言を、「民」の立場からその立ち位置で本格的に支援することを目的とするものである。

(22) 以下については、バーター・ギレス(川嶋四郎訳)『司法運営と訴訟手続の領域における世界的な改革動向——「民事司法システム二〇〇〇年」とその後』バーター・ギレス(小島武司編)『民事司法システムの将来』一頁、三三頁以下(中央大学出版部、二〇〇五年)を参照。

(23) ギレス・前掲論文注(22)三四頁。さらに、より包括的な論議として、ギレス(石垣茂光・藤原正則訳)『裁判手続、遠隔通信技術』『E(電子)訴訟法』——ドイツにおける訴訟の電子化の始まりと、その法化について』ギレス・前掲書注(22)九二頁も参照。

(24) そのためのひとつの参考例として、シンガポールのケースをあげることができる。シンガポールでは、最高裁判所を、老朽化し手狭になった建物から、その近隣に建設されたモダンな建物に移転するさいに、全く新たなシステムを、各種サポーター・システムとともに、導入することに成功したのである。これについては、川嶋・前掲論文(「司法へのユビキタス・アクセス」の一潮流)注(10)二三頁以下を参照。

法や制度の改革過程では、その主導者や協力者に様々な「忖度」が働くことは必然であるが、専門的知見の提供を超えて、仮にそれをするならば、「利用者目線」に立つ限り、新システムの潜在的な利用者の意思と思いと心をこそ、忖度すべきであろう。この点に関して、ルソーの言葉は示唆的である。

「もろもろの国民に適する、社会についての最上の規則を見つけるためには、すぐれた知性が必要である。その知性は、人間のすべての情熱をよく知っていて、しかもそのいずれにも動かされず、われわれの性質を知りぬいていながら、それと何らのつながりをもたず、みずからの幸福がわれわれから独立したものでありながら、それにもかかわらずわれわれの幸福のために喜んで心をくだき、最後に、時代の進歩のかなたに光栄を用意しながらも、一つの世紀において働き、後の世紀において楽しむことができる、そういう知性でなければなるまい。」(ジャン・ジャック・ルソー(桑原武夫・前川貞次郎訳)『社会契約論』六一―六二頁(岩波書店、一九五四年(原著、一七六二年))。)

(25) たとえば、中野貞一郎『裁判の合理化』阪大法学一四五・一四六号二頁(一九八八年)等を参照。また、同「マックス・ウェーバーにおける裁判の法社会学的考察」同『訴訟関係と訴訟行為』二九八頁(弘文堂、一九六一年)も参照。

(26) 特にICTのこのような利点をみた場合は、逆説的ではあるが、ICTこそ「万民にとって平等に温かい存在」であるとさえ、評価することができると考えている。川嶋・前掲論文注(3)一三五〇―一三五二頁注(27)を参照。なお、この文脈では、日本における近代司法の濫觴期における「不幸」を忘れることができない。これについては、川嶋四郎『日本人と裁判』一一八―一九頁等(法律文化社、二〇一〇年)を参照。

(27) 二〇一七年(平成二九年)二月九日(土)に、司法アクセス学会の第一回学術大会が、「AIとリーガルテックはどこまで司法アクセスを高めるのか?」のテーマで開催される予定である(https://aaaj.jp/index.php?page_id=17)。

(28) 川嶋・前掲論文注(3)一三三〇頁注(7)と一三三八頁注(17)を参照。

(29) なお、本稿を草する過程で、キンセラの『アイオワ野球連盟』の一節を思い出した。

「苦難は重くとも、われは不動なり。苦難は重くとも、われは不動なり。」世間に欺かれるな、われは不動なり……川辺に植えられし 大樹のごとく われは不動なり。(ウイリアム・パトリック・キンセラ「永井淳訳」『アイトワ野球連盟』三九六頁、三九八頁(一九八七年、文藝春秋))。

(30) また、前稿(川嶋・前掲論文注(3))の冒頭で引用した同郷の文字学者、饗庭孝男さんの文章に続く部分では、次のように述べられていた。「私は自らが次第に歴史の中に入り、歴史のささやかな証人のことき様子を呈してきたと思わざるをえない。自らの過去を遡ることは、これら己をとりまく多くの存在たちの生きた歴史をその遠近法のうちに置くことなのだ。歴史をものがたろうとするその瞬間から、私は自分が歴史の中の無数の存在の語り部の一人であることを自覚する。多くの死者たちがまわりにふえて、やがてその死者たちの海に自分らもゆつくりと沈んでゆくのであろう。」(以上、饗庭孝男『故郷の廃家』一〇六頁(新潮社、二〇〇五年))

これは、本稿の視点からも意義深い指摘である。「民事司法のICT化」も研究活動も、また人と歴史に関わる問題だからである。

二〇一七年盛夏

「司法為民」の国

台湾、国立中正大學にて

【追記】

本稿の脱稿後、二〇一七年(平成二九年)十一月二日に開催される情報ネットワーク法学会、笠原毅彦「ドイツ・スペインに於ける裁判のIT化」についてのパワーポイント原稿をいただいた。本稿との関係でも、近時の両国における法改正および著しい法発展の状況を看取することができる。学会誌等における公刊が待たれるところである。

【補記】

本稿の再校後、二〇一八年(平成三〇年)二月二日の日本経済新聞朝刊にも「民事裁判訴状 ネット提出、最高裁検討 当事者の負担減」の記事が、社会面に掲載された。